

平成29年度
菅原財産区決算審査意見書

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 178 号
平成 30 年 11 月 13 日

枚方市菅原財産区管理者
枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	堤 幸 子
同	大 橋 智 洋

平成 29 年度枚方市菅原財産区会計決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 29 年度枚方市菅原財産区会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の対象

平成 29 年度枚方市菅原財産区会計決算

- 〃 枚方市菅原財産区会計歳入歳出決算事項別明細書
- 〃 枚方市菅原財産区会計実質収支に関する調書
- 〃 枚方市菅原財産区財産に関する調書

2. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されているか、また、会計管理者及び関係部局が所管する諸帳簿との照合、点検並びに検討を行い、計数の正確性、財政状況、予算執行の適否を確認するとともに、関係職員から聴取して行った。

3. 審査の期間

平成 30 年 7 月 18 日から平成 30 年 11 月 12 日まで

4. 審査の結果

歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は諸帳簿等と照合したところ符合して正確であり、予算執行及び事務処理については、例月現金出納検査等を通じて検査した結果、おおむね良好に処理されていた。

5. 決算の概要

本年度の歳入歳出予算現額 739 万 3 千円に対する決算額は、

歳	入	744 万 2 千円
歳	出	725 万円

で、歳入歳出差引き 19 万 2 千円の黒字で、同額が翌年度へ繰り越されている。

6. 収支の状況

(1) 歳 入

決算額は 744 万 2 千円で、予算現額に対する執行率は 100.7%である。

前年度と比較すると 6 万円 (△0.8%) 減少している。

歳入の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	29 年 度				28年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
財 産 収 入	5,649	5,650	100.0	75.9	5,657	△ 7	△ 0.1
繰 入 金	1,697	1,745	102.8	23.4	1,745	0	0.0
諸 収 入	1	0	0.0	—	0	0	—
繰 越 金	46	47	102.2	0.7	100	△ 53	△ 53.0
合 計	7,393	7,442	100.7	100.0	7,502	△ 60	△ 0.8

財産収入 565 万円は、前年度に比べ 7 千円 (△0.1%) 減少している。その主な理由は、預金利子が減少したことによるものである。

財産収入の内訳は、土地貸付収入 556 万 9 千円、預金利子 8 万 1 千円である。

繰入金 174 万 5 千円は、公民館維持管理事業費及び財産区議会議員報酬等のための基金取崩しによるものである。

(2) 歳 出

決算額は 725 万円で、予算現額に対する執行率は 98.1% である。

前年度と比較すると 20 万 5 千円 (△2.7%) 減少している。

歳出の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	29 年 度				28年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
議 会 費	596	564	94.6	7.8	552	12	2.2
総 務 費	1,220	1,210	99.2	16.7	1,210	0	0.0
諸 支 出 金	5,477	5,476	100.0	75.5	5,693	△ 217	△ 3.8
繰 出 金	0	0	—	—	0	0	—
予 備 費	100	0	0.0	—	0	0	—
合 計	7,393	7,250	98.1	100.0	7,455	△ 205	△ 2.7

総務費 121 万円のうち、地区公共事業費は 120 万円で、全額が交付金である。この 120 万円は、公民館維持管理のため長尾区へ交付したものである。

諸支出金 547 万 6 千円は、全額が基金積立金で、前年度に比べ 21 万 7 千円 (△3.8%) 減少している。その主な理由は、剰余金が減少したことによるものである。

7. 財産に関する調書

基金の年度末現在高は、8,604万6千円で、ペイオフ対策として定期預金は7つの金融機関に分散し預け入れ、残額を決済用として預金し、その通帳等は会計管理者が確実に保管している。

また、土地の年度末現在高は96,924.00㎡である。

[む す び]

財産の処分、貸付け等に当たっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、地域公共事業等交付金については、その趣旨である地域住民の福祉増進のために支出するなど、常に事業内容に留意するよう要望する。

また基金については、金融情勢を的確に把握し安全面に配慮しながら、確実に有利な運用に留意し、引き続き適切な公金管理に努めることを要望する。